

町家を有効活用しませんか？

# まちなか 町家

町家  
活用

小売業  
飲食業  
宿泊業  
など



**町家等（※）を小売業、飲食業、宿泊業などに活用する方に対して、  
外観の改修に係る経費の一部を助成します！**

※建築基準法施行（昭和25年）以前に建設された伝統的工法による建築物が対象です。  
助成には一定の条件があります。

◆助成要件の概要◆

対象エリア：中島川～浜町～館内（一部の区域等を除く）

対象用途：小売業、飲食業、宿泊業などの用途で活用し賑わいに繋げるもの

助成金額：下表のとおり

詳しい内容は  
まちなか事業推進室まで  
お問い合わせください

| 助成対象経費                        | 助成率  | 項目ごとの<br>助成限度額 | 全体の<br>助成限度額 |
|-------------------------------|------|----------------|--------------|
| 基本設計及び実施設計に係る経費のうち外観に係る経費     | 3分の1 | 100万円          | 400万円        |
| 町家等（門、塀及び柵を除く。）の工事費のうち外観に係る経費 | 2分の1 | 400万円          |              |
| 建築設備の隠ぺい等の工事に係る経費             | 2分の1 | 50万円           |              |
| 屋外広告物の設置等に係る経費                | 2分の1 | 50万円           |              |
| 門、塀及び柵の工事に係る経費                | 3分の1 | 100万円          |              |

◆お問合せ先◆ 長崎市まちづくり部まちなか事業推進室（長崎市役所18階）TEL：095-829-1178